

佐賀演劇連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、佐賀演劇連盟と称す(以下、「当団体」という)。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 当団体は、佐賀県において演劇活動、及び、観劇の場を提供することで、佐賀県における演劇文化活動の活性化に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 当団体は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) プロデュース公演・演劇祭・ワークショップ・セミナーその他の事業
- (2) 佐賀県内各地域の演劇団体の情報交換・交流
- (3) その他、設立目的を達するための事業

第3章 会員

(種別)

第4条 当団体の会員は、次の3種とする。

- (1) 団体会員 佐賀県内に拠点を置き舞台芸術活動を行っている団体
- (2) 個人会員 佐賀県内に拠点を置き舞台芸術活動を行っている個人
- (3) 賛助会員 当団体を賛助する団体または個人

(入会)

第5条 会員の入会については特に条件は定めない。会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、理事会が定めた入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。ただしその会員が弁明の機会を正当な理由無く欠席したときはこの限りではない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 当団体に次の役員をおく。

(1) 理事 3～9人

(2) 監事 1～2人

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を常任理事とする。

(役員を選任等)

第12条 理事及び監事は、理事会において正会員の中から選任する。

2 代表理事及び常任理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又は当団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表理事は、当団体を代表し、その業務を総理する。

2 常任理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 当団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、当団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告すること。

(4) 理事の業務執行の状況又は当団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、1年から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。ただしその役員が弁明の機会を正当な理由無く欠席したときはこの限りではない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第17条 当団体に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事会において正会員の中から選任する。

第5章 理事会

(種別)

第18条 当団体の理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、当団体の最高意志決定機関であり、下記の事項及び当団体の運営で必要な事項を定める。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び収支決算
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常理事会は毎年1回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項をもって、少なくとも会議開催日の15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、代表理事もしくは理事長の指名する理事がこれに当たる。

(議決)

第25条 理事会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の5分の3をもって決する。

(表決権等)

第26条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 必要がある場合は第2項の表決は、書面のほか電子メール・FAXをもってかえることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 当団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 当団体の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 30 条 当団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 31 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 32 条 当団体の事業報告書、収支計算書に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 33 条 当団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 7 章 雑則

(細則)

第 34 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(事務所)

第 35 条 当団体は、主たる事務所を 佐賀県佐賀市開成2丁目8番1号 に置く。

附 則

1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	岩崎香代子
常任理事	福田優太
常任理事	中島頌一郎
理事	千喜田俊朗
理事	池内伸
事務局	辻恵子
監事	瀬崎智子

3 この団体の設立当初の入会金及び会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 団体会員 入会金 0 円 会費 2,000 円／年
- (2) 個人会員 入会金 0 円 会費 1,000 円／年
- (3) 賛助会員 入会金 0 円 会費 2,000 円／年